

## 各種届出について

### 1 加算の届出（体制等に関する届出書）について

加算の算定開始時期は、適正な支給限度管理のため以下のとおりとなっています。

サービス種別	提出期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ (介護予防) 認知症対応型通所介護</li> <li>・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 居宅介護支援／介護予防支援</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス</li> </ul>	算定開始月の前月 15 日まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> </ul>	算定開始月の当月 1 日まで

※提出期限が休日(土日祝日)となる場合は、その直前の平日が締切日になります。

### 2 変更届、廃止・休止、再開の届出について

次のいずれかに該当するときは、保険者に届け出ることが、介護保険法等に定められています。

- (1) 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
- (2) 事業の廃止、休止又は再開しようとするとき。

#### ① 変更届

提出期限：変更予定年月日から 10 日以内

提出が必要な変更事由：

地域密着型サービス 居宅介護支援／介護予防支援	介護予防・日常生活支援総合事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所（施設）の名称</li> <li>・ 事業所（施設）の所在地</li> <li>・ 申請者（法人）の名称</li> <li>・ (法人の) 主たる事務所の所在地</li> <li>・ 法人等の種類</li> <li>・ 代表者（開設者）の氏名、住所及び職名</li> <li>・ 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）</li> <li>・ 事業所・施設の建物の構造、専用区画等</li> <li>・ 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び職種</li> <li>・ 運営規定</li> <li>・ 協力医療機関、協力歯科医療機関</li> <li>・ 事業所の種別</li> <li>・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制</li> <li>・ 本体施設、本体施設との移動経路等</li> <li>・ 併設施設の状況等</li> <li>・ 連携する訪問看護を行う事業所の名称</li> <li>・ 連携する訪問看護を行う事業所の所在地</li> <li>・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の名称</li> <li>・ 事業所の所在地</li> <li>・ 申請者（法人）の名称</li> <li>・ (法人の) 主たる事務所の所在地</li> <li>・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>・ 登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）</li> <li>・ 事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要</li> <li>・ 利用者の推定数、利用者の定員</li> <li>・ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ その他</li> </ul>

(※) 定員の変更については、組合に事前協議が必要になります。

② 廃止・休止・再開届

提出期限：廃止又休止の場合、廃止又休止の1か月前  
再開の場合、再開の日から10日以内

(※) 事業譲渡等により申請者又は申請者（法人）の法人格が変わる場合は、廃止と同時に新たに指定申請を行います。